承認第３号

専決処分(南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成29年５月26日提出

南風原町長　城　間　俊　安

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

平成29年３月31日

南風原町長　城　間　俊　安

（専決処分した理由）

沖縄振興特別措置法第９条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）が改正され、平成29年３月31日に公布された。同年４月１日施行のため、この省令改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。

南風原町条例第16号

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

南 風 原 町 長　城間俊安

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例（平成４年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第３条中「平成29年３月31日」を「平成31年３月31日」に改める。

第４条中「地域内」を「地域の区域内」に、「平成29年３月31日」を「平成31年３月31日」に改める。

第５条中「平成29年３月31日」を「平成31年３月31日」に改める。

附則第２項を削り、附則第１項の見出しを削り、同項の項番号を削る。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。ただし、附則第２項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公布の日から施行する。